

令和8年7月25日開催

第141回通常組合会議事録

秋田県医師国民健康保険組合

秋田県医師国民健康保険組合第 141 回通常組合会は、令和 8 年 7 月 25 日 秋田市中
通 2 丁目 6-1 ANAクラウンプラザホテル秋田で開催された。

議員定数 30 名、出席者 29 名、欠席者 1 名

出席した議員は、次のとおりである。

1 番	松 岡 一 志	11 番	小 泉 亮	22 番	工 藤 透
2 番	熊 谷 肇	12 番	高 橋 晶	23 番	木 村 元
3 番	田 中 秀 則	13 番	高 橋 辰	24 番	伊 藤 久 美 子
4 番	及 川 圭 介	14 番	小 田 嶋 傑	25 番	嵯 峨 泰 治
5 番	橋 田 直 久	15 番	沢 口 昌 亨	26 番	児 玉 光
6 番	津 谷 裕 之	16 番	黒 澤 尚	27 番	吉 田 賢 志
7 番	保 泉 学	17 番	荒 井 咲 子	28 番	鈴 木 均
8 番	榎 真 美 子	18 番	荒 川 直 志	29 番	小 川 康 彦
9 番	楊 国 隆	20 番	櫻 庭 庸 悦	30 番	小 泉 敏 樹
10 番	木 村 俊 介	21 番	遠 藤 勝 實		

出席した役員は、次のとおりである。

理 事 長	福 島 幸 隆	理 事	桑 山 明 久	理 事	曾 根 純 之
副理事長	大 高 詳 一 郎	理 事	平 野 敏 一	理 事	相 澤 修
常務理事	櫻 庭 清	理 事	吉 田 節 朗	監 事	佐 藤 裕 明
常務理事	木 村 衛				

本日の会議は、次のとおりである。

- 1 開会
- 2 仮議長選出
- 3 資格確認
- 4 議長・副議長選出
- 5 議事録署名人選出
- 6 理事長あいさつ
- 7 議事
 - 議案第1号 令和7年度事業報告認定について
 - 議案第2号 令和7年度一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第3号 令和7年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第4号 令和7年度一般会計決算剰余金処分について
 - 議案第5号 令和8年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 8 役員選挙
- 9 協議
 - 医師国保問題検討委員会の継続設置並びに委員の選任について
- 10 その他
- 11 閉会

事 務 長	ただいまから、第141回通常組合会を開会いたします。 本日の会議は、議員選出後、最初の組合会であります。 このため、議案書の2ページの次第にありますように、議長及び副議長が選出されるまでの間、仮議長を選出して会議を進めることになっています。仮議長の選出につきましては、慣例により、最年長の議員があたることになっておりますので、秋田支部の松岡一志議員にお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。 (異議なしの声)
事 務 長	それでは、松岡議員に仮議長をお願いいたします。議長席にご移動をお願いします。 (松岡議員、議長席へ移動)
松 岡 仮 議 長	慣例によりまして、正副議長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。早速ですが、議案書2ページの次第に従いまして進めてまいります。なお本日は、当組合顧問の大野 忠先生はご都合によりご欠席となっております。
松 岡 仮 議 長	はじめに、3の「資格確認」を行います。 ただいまの出席者数は28名で、過半数を超えておりますので、国民健康保険法施行令第13条第1項の規定によりまして、会議は成立しております。
松 岡 仮 議 長	それでは4の「議長、副議長の選出」に入ります。議案書の3ページをご覧ください。記載されておりますように、組合会議員の任期満了に伴い、議員の改選がありましたので、組合規約第35条の規定によりまして、議長、副議長の選出を行うものであります。その選出方法については、選考委員会あるいは議員からの推薦などもありましたが、どのようにしたらよろしいでしょうか、ご発言を求めます。 (14番 小田嶋 傑 議員 挙手)
松 岡 仮 議 長	はい。
1 4 番 小 田 嶋 議 員	仮議席番号14番小田嶋です。議長、副議長の選任方法については、これまでどおり推薦により決定してよいのではと思います。そ

	の上で、私から意見を申し上げます。当組合を取り巻く状況は、後期高齢者医療保険制度への移行などによる加入者数の減少や、国庫補助金の削減・廃止など、これらの課題対応に向けて継続的に対策を模索していく必要があります。安定した組合運営のためには、執行部と組合会議員との真摯な協議が必要不可欠であり、その場となる組合会における適切かつ安定した議事運営は不可欠なものであります。このような観点から、国保組合制度や運営について深い知識と見識をお持ちの、前期議長を務められた秋田支部の松岡一志先生と、副議長を務められた能代山本支部の楊国隆先生のお二人の先生に、今期も引き続きお願いしてはどうかと考えます。いかがでしょうか。
松岡 仮議長	ただいま、14番の小田嶋議員から、議長に私、松岡と、副議長に能代山本支部の楊議員との推薦がありました。ほかにどなたかご発言ありませんか。 (発言なし)
松岡 仮議長	ほかにご発言がないようなので、議長には、私、松岡、副議長には、能代山本支部の楊議員に決定してご異議ありませんか。 (異議なしの声)
松岡 仮議長	ご異議がないようですので、議長を松岡、副議長を楊議員に決定いたします。ありがとうございました。それでは、議長就任にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
松岡 仮議長	今期も議長を引き受けることとなりました。医師国保は、いろいろな課題がありますが、皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
松岡 仮議長	楊議員から、一言ごあいさつをお願いいたします。
楊 仮副議長	能代山本支部の楊国隆です。議長の松岡先生を補佐しまして、スムーズな議事進行に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
松岡 仮議長	それでは、これで仮議長の職を解かせていただきます。
事務 長	松岡議員、仮議長の職務ありがとうございました。引き続き議長

松岡議長	の職務をよろしくお願いいたします。 それでは議事を進めてまいります。議案書1ページをお開きください。仮議席のついた議員名簿を掲載してありますが、この仮議席を正式な議席といたしたいので、ご承認をお願いいたします。 (異議なしの声)
松岡議長	ありがとうございました。 ここで、この度の改選により、5名の先生方が交代しておりますので、新しく議員に就任された先生を私からご紹介いたします。お名前を読み上げますので、ご面倒でも挙手をお願いします。 秋田支部の津谷 裕之 議員 秋田支部の保泉 学 議員 秋田支部の榎 真美子 議員 由利本荘支部の嵯峨 泰治 議員 湯沢雄勝支部の小川 康彦 議員 以上で紹介を終わります。
松岡議長	続いて、5の「議事録署名人の選出」であります、慣例によりまして、私から指名させていただいて、よろしいでしょうか。 (異議なしの声)
松岡議長	異議なしとの声がありますので、指名いたします。 11番の 小泉 亮 議員 16番の 黒澤 尚 議員 のお二人の方をお願いいたします。
松岡議長	それでは、ここで6の「理事長あいさつ」を福島理事長からお願いいたします。
福島理事長	(別添のとおりあいさつ)
松岡議長	ありがとうございました。ただいま、福島理事長からごあいさつをいただきましたが、ご質問等何かございましたら、お願いいたします。 (発言なし)
松岡議長	特にないようですので、7の「議事」に入ります。「議案第1号 令

	和7年度事業報告認定について」、「議案第2号 令和7年度一般会計歳入歳出決算認定について」、「議案第3号 令和7年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出決算認定について」までの3案は、関連がありますので、一括議題といたします。それでは説明をお願いいたします。
木村常務理事	(議案第1号を説明) 説明途中、物故された方々に対し黙祷
櫻庭常務理事	(議案第2号及び議案第3号を説明)
松岡議長	どうもありがとうございました。ここで、監査報告をお願いいたします。
佐藤監事	(議案書69ページの監査報告書の記載に沿って報告)
松岡議長	ありがとうございました。それでは、ただいま説明をいただきました「議案第1号から議案第3号」について質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。 (発言なし)
松岡議長	ご発言がないようですので採決に入ります。最初に、「議案第1号 令和7年度事業報告認定について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
松岡議長	全員賛成ですので原案のとおり認定することに決定されました。
松岡議長	続きまして、「議案第2号 令和7年度一般会計歳入歳出決算認定について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
松岡議長	全員賛成ですので原案のとおり認定することに決定されました。
松岡議長	次に、「議案第3号 令和7年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出決算認定について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

松 岡 議 長	全員賛成ですので原案のとおり認定することに決定されました。
松 岡 議 長	続きまして、「議案第4号 令和7年度一般会計決算剰余金処分について」を議題といたします。説明をお願いいたします。
櫻庭常務理事	(議案第4号を説明)
松 岡 議 長	ありがとうございました。それでは、ただいま説明をいただきました「議案第4号」の質疑を行います。ご質問、ご意見等何かございませんか。
	(発言なし)
松 岡 議 長	ご発言がないようですので採決に入ります。「議案第4号 令和7年度一般会計決算剰余金処分について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
松 岡 議 長	全員賛成ですので原案のとおり可決することに決定いたしました。
松 岡 議 長	続きまして、「議案第5号 令和8年度一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を議題といたします。説明をお願いいたします。
櫻庭常務理事	(議案第5号を説明)
松 岡 議 長	ありがとうございました。それでは、ただいま説明をいただきました「議案第5号」の質疑を行います。ご質問、ご意見等何かございませんか。
	(発言なし)
松 岡 議 長	ご発言がないようですので採決に入ります。「議案第5号 令和8年度一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)

松岡議長	全員賛成ですので原案のとおり可決することに決定されました。
松岡議長	以上で予定されておりました議案の審議は、終了いたしました。
松岡議長	続いて、８の「役員選挙」に入ります。議案書の７９ページをご覧ください。現在の理事及び監事の先生方の任期がこの７月３１日をもって満了するため、組合規約第３８条の２に定めるところにより、次期役員を選出する必要があります。その選出にあたりましては、具体的な手続等は定められておりません。選出にあたり、議員の先生方から、ご意見等がありましたらお願いいたします。 (２２番 工藤 透 議員 挙手)
松岡議長	はい。どうぞ。
２２番 工藤議員	２２番の工藤です。当組合の財政状況については、先程の決算報告にもありましたとおり、現状では安定した状況にあると思います。しかしながら、組合存立の基礎である加入者数の減少が継続していることや、合併プロジェクト委員会に参画し、今後の組合運営のあり方について協議を重ねており、組合を取り巻く状況が変化している中での舵取り役としての執行部役員の役割は、ますます重要性を増すものと考えられます。さらには、１０月に当組合が当番組合として、全医連全体協議会が秋田市で開催されることになります。このような観点から、次期役員選考については、現執行部の先生方に一任することとしてはどうかと考えます。いかがでしょうか。
松岡議長	ただいま、２２番の工藤議員から、現執行部に次期役員を一任してはというご発言がございましたが、工藤議員のご意見に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
松岡議長	ただいまの現執行部に次期役員選考を一任することについては、全員賛成となりました。役員の選出にあたり、福島理事長から何かお考えがあればご発言をお願いいたします。
事務局	(理事長の指示に従い、事務局で次期役員案の資料を配布)
福島理事長	役員案を配布しております。次期執行部については、議員の皆様

	方からのご意見を踏まえ、配布資料のとおり、県医師会推薦理事は県医師会常任理事の田村広美先生、監事の桑原敏行先生が退任し、曽根純之先生が新たに監事となり、それ以外の役員は再任とさせていただきます。この人事でよろしくお願い申し上げます。なお、大野忠先生からは引き続き顧問をお引き受けいただくことになっております。
松岡議長	ただいま、福島理事長から次期役員体制のご説明がありました。この提案について、特に異論がなければ承認したいと思いますが、いかがでしょうか。 (異議なしの声)
松岡議長	ご異議がないようですので、ただいま提案されました理事及び監事の先生方を次期役員に選出することに決定いたします。役員を担っていただく先生方には、大変ご難儀をおかけしますが、よろしくお願いしたいと思います。
松岡議長	続きまして、9の「協議 医師国保問題検討委員会の継続設置並びに委員の選任について」であります。説明をお願いします。
大高副理事長	医師国保問題検討委員会については、国庫補助金の削減や高額医療費発生時への対応を踏まえ、安定した財政運営に関する課題等についての協議を行ってきており、令和6年度に収支状況と保険料負担のあり方について、今後の収支予測に基づき検討を重ね、第二種組合員及び世帯員保険料の見直しの答申をいただいております。今後の当組合を取り巻く様々な状況を踏まえ、持続可能な組合運営を模索することから、保険料等のあり方も含め、今後は先ほどの理事長あいさつにもありましたように合併問題についても検討をお願いしたいため、引き続き設置すべきと考え5名の委員選出をお願いするものです。
松岡議長	それでは、ただいまの説明に対し、質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。 (発言なし)
松岡議長	ご発言がないようですので質疑を終了いたします。
松岡議長	それではご提案のありました医師国保問題検討委員会の継続設置

	について了承することとし、その際、新たな委員の選出に関し、秋田県医師国民健康保険組合会議規程第21条の規定に基づき、議長の指名により委員を選出することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声)
松岡議長	ご異議がないようですので、私から指名させていただきます。 大館北秋支部の遠藤 勝實 議員 横手支部の高橋 晶 議員 男鹿潟上南秋支部の児玉 光 議員 秋田支部の田中 秀則 議員 由利本荘支部の伊藤 久美子 議員 以上の5人を医師国保問題検討委員会の委員に指名いたします。
大高副理事長	ありがとうございます。委員の先生方、よろしくお願いいたします。
松岡議長	委員に就任されました先生方には、御難儀をおかけすることになりますが、よろしくお願いいたします。なお、副議長の楊先生と議長の私、松岡も委員会に参加し、副議長の楊先生が委員長となることを申し添えます。
松岡議長	続いて、10の「その他」に入ります。何かございますか。
木村常務理事	私から、次回の組合会の開催日について、ご連絡いたします。次回は令和9年3月6日(土)です。また来年度につきましては、令和9年7月24日(土)を予定しております。後日お手紙でお知らせしますが、議員の皆さんの日程調整をお願いします。
松岡議長	今後の組合会開催予定日の説明でしたが、議員の皆さん何か質問等ございませんか。 (発言なし)
松岡議長	特にないようですので、本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。
松岡議長	それでは、これをもちまして、第141回通常組合会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

以上、全議案の審議を終了し、午後４時５７分に閉会した。

以上のとおり、議事録が正確であることを証するため、議長とともに議事録署名人ここに署名する。

議 長 松岡 一志 ㊟

議事録署名人 小泉 亮 ㊟

議事録署名人 黒澤 尚 ㊟

第 141 回通常組合会 理事長あいさつ

令和8年7月25日

本日は大変暑い中、また皆様ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。さて、本年6月24日から大雨によって、静岡県、奈良県、福岡県、鹿児島県等の9県で被害が発生し、人的被害は1名の死亡者を含む8名、住宅被害439棟が報告されました。停滞する梅雨前線に台風7号・8号の影響が加わったためでした。また、7月17日夜から18日未明にかけて、栃木県と群馬県を中心に記録的な大雨が発生し、2名の死亡と両県で併せて310棟以上の浸水被害が確認されました。当県においては、令和5年7月と翌令和6年7月に大雨災害に見舞われました。今年は県内での大雨被害はありませんが、全国的に年々自然災害の被災状況が深刻さを増してきているのが心配であります。一方、ツキノワグマによる県内の人身被害は7月5日時点で今年度は7件発生しており、うち秋田市の73歳女性1名が死亡しております。クマによる人身事故は山の中だけではなく人の生活圏周辺での発生割合が増加しており、市街地でも毎日のように目撃情報が寄せられております。市街地も危険区域と変わらない状況となっております。日頃からクマとの遭遇を避ける行動と遭遇してしまった時の対処法を十分認識しておく必要があります。

本日の組合会は令和7年度決算認定を中心にご審議をいただく予定となっております。令和7年度の決算は、第一種組合員の所得割保険料率が3.0%から2.6%まで引き下げられ、後期高齢者支援金分保険料及び介護納付金分保険料の値上げが反映された4年目の決算であります。詳細はこの後、櫻庭常務理事から説明させていただきますが、令和7年度の歳入歳出決算において単年度収支で5,784万4千円の黒字となり、決算残額は9億4,628万3千円を計上し、収支は引き続き安定しております。議案書の85ページをご覧ください。

昨年度から新規の第一種組合員と第二種組合員の確保を目的として、世帯員及び第二種組合員の医療分保険料を世帯員「4,300円」を「2,300円」に引き下げ、第二種組合員「10,000円」を「9,000円」に引き下げました。その結果、昨年度の国民健康保険料は一番上段に記載されておりますが4億9,777万4千円となり、令和6年度

から4,484万8千円の歳入減となりました。一番下段をご覧ください。令和3年度から6年度までは毎年約1億円増の単年度実質収支がありましたが、昨年度は5,784万4千円と予想通り黒字幅は減少しました。しかし、この保険料設定でも持続可能な事業運営が出来ることが実証されたと考えております。

次に、「所得の高い国保組合」に対する定率国庫補助の削減・廃止についてであります。国庫補助率は従来32%であったものが、平成28年度から令和2年度にかけて、13%まで削減されました。昨年11月厚労省から、一定の水準に該当する国保組合への例外的な12%と10%の補助率の適用について公表されました。例外的に10%の補助率が適用される組合は、9医師国保組合となっております。実際に令和9年度から適用される組合については、令和8年秋頃に確定予定となっております。本年3月24日、全医連の近藤会長は日医松本会長とともに上野厚生労働大臣にこの件に関する要望書を提出しておりますが、例外的補助率の撤廃は難しいようです。

次に、医師国保組合の合併について、ご報告申し上げます。昨年9月3日「合併プロジェクト委員会」の名簿が全医連より公表され、東北北海道ブロックから秋田県の私を含め合計7名が指名されました。昨年9月17日に第1回合併プロジェクト委員会が開催され、第2回は11月19日、第3回は12月24日、第4回は本年3月11日、第5回は5月13日、第6回は7月8日に開催されました。11か月で6回というハイペースで委員会が開催されております。概要をご説明いたします。本日机上配布いたしました資料をご覧ください。①最初に保険料について、報告します。前回の組合会では、医療分保険料の水準を統一しない方針であると申し上げましたが、協議が進んできた段階でこの方式だと事務処理が煩雑であることから、本部で3通り程度の保険料賦課方式を定義し、各支部がその中から選択するという方式に変更されました。合併参加意向を示した組合の保険料は年間1人当たり約270,000～285,000円であったことから、ある程度の余裕度を見込んで年間1人当たり300,000円という数字が、合併後に本部に徴収される保険料として提案されました。この数字を参考にしながら、各支部では保険料をどのくらいに設定するかを決めることになります。また、以前は、標準保険料を設定し、各県の保険料賦課方式にて徴収する、そして各県ごとに歳入歳出決算を行い、翌々

年度の保険料と相殺する、すなわち単年度収支を調整するということでありました。こうした「支部間調整」には決算等の“内部”事務処理が必要となります。内部管理のための事務作業負荷を最小化するためには「調整なし」とすべきとの意見で、この「支部間調整」案はなくなりました。後期高齢者支援金分保険料、介護納付金分保険料、子ども子育て支援金分保険料は統一の保険料となります。他には、②医師組合員、従業員組合員および家族の取得要件等の資格関係については、現行の規約通りですが、原則として合併後の変更は認められません。③出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金等の現金給付についても、現行の規約通りに運用できます。④特定健診・特定保健指導の料金は各支部で現行通り設定できます。⑤死亡見舞金および傷病見舞金の支給要件は現行通りに実施できます。⑥既存のがん検診やワクチン接種等の独自の保健事業も全て実施することができます。⑦残余財産については、合併時に所定の積立金を本部に収めた後、各支部に再配分し、各支部が処分等の権限を有することになります。⑧職員の処遇については、原則として2人分は本部より支給されますが、被保険者数が2,000人以上の場合は、3人分が支給されます。支給額を超えて職員を雇用する場合は、各支部で負担することになります。⑨システム管理については、本部と支部で同じシステムを使用しなければなりません。現時点では本部は京都府医師国保組合となりそうですので、合併後には京都府医師国保組合の現行使用システムに統合する予定であります。このシステム変更に伴う費用は、補助金で賄えるということですが、まだ確実なことは言えないようです。現時点でも細部は未消化な部分が残っていますが、おおよその要件骨子は出来ました。7月17日に開催された令和7年度第6回全医連理事会において、合併プロジェクト委員会の議論や合意事項が報告され、7月31日の全医連代表者会で、47都道府県医師国保組合に合併プロジェクト委員会でまとめた要件骨子が説明される運びとなっています。また、10月10日秋田で開催される第64回全体協議会において、全医連国保問題検討委員会委員長の清水正人先生から、医師国保の合併についての詳細も披露される予定です。

以上の合併条件を各都道府県医師国保組合で検討していただき、当初のマスタースケジュールでは、来年1月から3月に初期参加組合からの参加意向表明を取得する

という案でしたが、第6回合併プロジェクト委員会において、来年の各医師国保組合の決算組合会が終了した時点のほう望ましいのではないかという意見が出て、来年6月から8月までと少し延長されました。しかし、私たち執行部が当初予想していた以上の早いペースで、合併のスケジュールが進行しております。当医師国保組合は高額療養費が2010年から2016年まで7年間続き、保険料を上げざるを得なかったこと、また被保険者数の減少が続くことから、合併には積極的な立場を採って参りました。出来れば、来年の7月の143回通常組合会において、議案として合併問題を挙げて、議員の皆様の審判を仰ぎたいと考えております。今まで重要案件については、医師国保問題検討委員会で理事長からの諮問について協議し、同委員会からの答申をいただいてから、議案に上げるという手順を踏んでまいりました。しかし、今回の合併の件は大きな組織再編であり、大きな問題であります。合併するということは、秋田県医師国保組合がなくなり、本部組合の秋田支部になるということでもあります。医師国保問題検討委員会は従来保険料の在り方等を協議していただくための小委員会ですが、本組合の運営のあり方を検討するための委員会でもありますので、この委員会で合併について協議するのは理にかなっていると思われます。協議がどのように進むのか分かりませんが、十分に時間をかけて、協議していきたいと考えております。次第によっては、全組合員へのアンケート調査も必要になってくることも考慮に入れておかねばなりません。今回は合併に参加する意向表明であり、マスタースケジュールによりますと基本契約締結は3年後の令和11年3月、合併後の新組合の業務開始は4年後の令和12年4月あるいは7月～9月となっています。来年7月に参加意向の表明をしたとしても、その後の協議次第では参加を見合わせる選択肢も残っております。

最後に、本年10月10日に開催予定の全医連第64回全体協議会の進捗状況について申し上げます。本年1月の予備調査では、参加者数が441名となり、前年の福井で407名、2年前の長崎で374名より多くなっておりました。しかし、6月の本調査では、参加者数が412名と予備調査の時より大分目減りしてしまいました。冒頭に申し上げました秋田県のクマ被害の報道が影響している可能性は否定できませんが、なかなかこちらの思うようにはならないものだと実感させられています。しかし、全体協議会の準

備は着々と進み、あとは仕上げの段階となっております。来秋された全国の皆様に来てよかったと満足していただけるよう、遺漏なく準備して参りたいと考えております。

今後とも、執行部は当医師国保組合の堅実な運営のために尽力して参りますので、引き続き皆様のご支援ご鞭撻をお願い申し上げて、理事長挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。